

# 会員資格・会費の考え方



2020年3月

一般社団法人 日本損害保険代理業協会

## はじめに

平素は、日本代協並びに都道府県代協の活動にご理解・ご尽力いただき感謝申し上げます。

2008年12月に都道府県代協は一般社団法人の認可取得し、以降会員数を増強し、「定款自治」をベースに様々な活動に取り組み、各代協が安定的な運営基盤を構築いただいております。

しかしながら、近年は代理店の統廃合等の影響で、会員数が減少傾向にあります。

このような状況は今後も続くことが懸念され、先を見据えた対策が必要と考えます。

各代協におかれましては、将来展望を描く中で、会員資格や会費のあり方を見直すことが予測されます。

本書を参考にしていただき、盤石な代協運営に邁進いただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、各代協の益々のご発展を祈念いたします。

## 目 次

- 1 . 魅力ある事業を行う上での留意点 ……………1
- 2 . 会員になる場合の資格の考え方 ……………2
- 3 . 会員資格における課題 ……………3
- 4 . 会員資格における課題 ……………4
- 5 . 会費の考え方 ……………5
- 6 . 正会員の会費について……………6
- 7 . 正会員の構成比 ……………7
- 8 . 会費シミュレーション ……………8
- 9 . 会費シミュレーション ……………9
- 10 . 会員資格・会費額の変更手続きについて…………10

# 魅力ある事業を行う上での留意点

## 運営の手順

年次事業計画の策定



予算化(必要経費の算出と収入額の予測)



計画実現性の検証



予算確保



予算確保困難



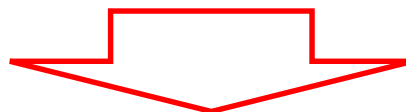
予定通り実行



規模を縮小して実行、または断念



繰越金を充当して実行



会費体系等の見直しを検討  
(会費収入での運営が理想)

# 会員になる場合の資格の考え方

## 正会員

- ・ 保険業法第276条により登録された損害保険代理店（別個登録代理店を含む）の代表者（自然人で代理店主や法人登記上の代表者以外も可）
- ・ 勤務型代理店は除く

## 一般会員

- ・ 正会員（他代協の正会員を含む）が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者
- ・ 勤務型代理店（2014年度第8回日本代協理事会にて決議済）

代協によって解釈が異なることに留意

## 賛助会員

- ・ 都道府県代協の目的に賛同し、事業を協賛又は後援する法人・個人

# 会員資格における課題

## 正会員・一般会員が合併等で非会員代理店の使用人等になった場合の会員資格に関する統一見解の策定

### 【現行標準定款】

#### 第2章 会員

(会員及びその資格)

- 第9条 本会会員は、正会員、一般会員及び賛助会員とし、正会員をもって法上の社員とする。
2. 正会員は、保険業法第276条により登録された損害保険代理店の代表者とする。
  3. 一般会員は、**正会員が代表する**損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者とする。
  4. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助又は後援する法人、個人とする。

定款を変更し、一般会員として処遇することが望ましいとする  
弁護士見解を踏まえた改定案

定款の第3項の「正会員が代表する」を削除する。  
この機会に、勤務型代理店は正会員ではなく、一般会員であることを明記する。

(メリット) 定款と実態との整合性が図られ、裾野も広がる  
(デメリット) 正会員と無関係の募集人が混入することへの懸念あり

**定款変更する場合、関連規則との整合性にも留意する**

# 会員資格における課題

正会員以外の理事に関して、実際の人数が定款表記上の人数と一致しない場合の是正

## 【現行標準定款】

### 第3章 役員及び顧問

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事は正会員の中から選任する。
3. 前項の規定にかかわらず理事**2名以内**を正会員以外から選任することができる。
4. 会長及び副会長は、理事のうちから理事会において選任する。
5. 専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。

定款変更する場合は、実態に即した人数を表記。

定款変更しない場合は、表記上の人数に是正。

# 会費の考え方

## 正会員

- ・代理店の統廃合等が進む今後の環境変化を踏まえ、募集従事者数に応じて区分・金額を設定することが合理的と考える（一律の会費設定で運営できている代協を否定するものではない）
- ・会費算出時の募集従事者数には、代理店賠償に合わせて、勤務型代理店を含むことを推奨
- ・代理店の要員規模が拡大していくことを念頭に会費上限額を設定することが望ましい

## 一般会員

- ・正会員会費と重複して支払っていると誤認されることのないよう配慮する  
（正会員と所属代協が同一の場合、原則無しを推奨）
- ・金額は都道府県代協の実情に応じて設定

## 賛助会員

- ・都道府県代協の実情に応じて一律あるいは法人・個人別に金額を設定



# 正会員の会費について

所属会員数とその募集従事者数は最低年一回調査を励行

## 加算方式

- ・基本会費額を決定し、募集従事者1名ごとに定額を加算する方式
- ・上限額を設定する

(例)	基本会費額	20,000円
	募集従事者1名につき	5,000円
	10名以上	70,000円(上限)

## 区分方式

- ・募集従事者数区分ごとに定額を徴収する方式
- ・上限額を設定する

(例)	1名	25,000円
	2～3名	30,000円
	4～5名	40,000円
	6～7名	50,000円
	8～9名	60,000円
	10名以上	70,000円(上限)

# 正会員の構成比

## 47代協所属会員の状況

募集従事者数別 会員数一覧表(2019.10.8現在)

代協名	正会員数	募集従事者数					
		1名	2名	3名	4名	5～9名	10名以上
北海道	635	87	96	109	66	188	89
青森	144	8	23	33	15	43	22
岩手	116	13	22	23	17	28	13
秋田	96	9	13	15	14	30	15
宮城	242	33	55	42	27	58	27
やまがた	154	9	25	31	19	49	21
福島	249	40	38	39	23	81	28
新潟	195	24	27	29	30	57	28
長野	218	22	38	32	33	59	34
群馬	223	39	37	34	21	63	29
栃木	144	15	29	24	19	38	19
茨城	231	27	37	38	36	62	31
埼玉	389	54	61	66	46	100	62
千葉	374	45	58	66	32	128	45
神奈川	477	68	76	55	53	149	76
山梨	133	28	26	20	12	30	17
東京	905	143	161	103	82	203	213
静岡	297	40	62	47	37	75	36
愛知	535	82	128	85	49	129	62
岐阜	232	21	44	48	29	59	31
三重	237	44	39	52	25	54	23
富山	132	20	26	21	15	32	18
石川	163	14	43	20	25	40	21
福井	131	21	27	29	14	29	11
滋賀	143	19	25	23	21	42	13
京都	384	96	67	71	35	70	45
奈良	147	27	32	22	15	30	21
大阪	892	167	155	129	94	215	132
兵庫	293	35	47	50	34	87	40
和歌山	177	21	38	29	22	42	25
岡山	333	69	68	47	50	70	29
鳥取	101	22	19	20	8	22	10
島根	53	10	6	7	10	14	6
広島	234	33	35	30	33	60	43
山口	166	17	21	21	22	55	30
徳島	125	21	18	20	17	32	17
香川	141	15	25	20	17	35	29
愛媛	145	18	21	28	18	38	22
高知	122	20	26	20	12	25	19
福岡	625	88	98	87	87	177	88
大分	138	11	25	21	16	48	17
佐賀	105	11	18	18	13	32	13
長崎	185	28	33	25	19	50	30
宮崎	151	17	20	18	22	50	24
熊本	258	58	32	30	24	72	42
鹿児島	184	28	34	22	21	51	28
沖縄	176	48	40	22	18	36	12
合計	11,930	1,785	2,094	1,841	1,367	3,137	1,706
分布比率	100%	15.0%	17.6%	15.4%	11.5%	26.3%	14.3%

日本代協正会員登録のデータから募集従事者数を確認

# 会費シミュレーション

## 会員数150店のケース

### 【加算方式】

募集従事者数	会費	会員数	会費合計
1名	25,000円	22店	550,000円
2名	30,000円	27店	810,000円
3名	35,000円	22店	770,000円
4名	40,000円	18店	720,000円
5名	45,000円	9店	405,000円
6名	50,000円	9店	450,000円
7名	55,000円	8店	440,000円
8名	60,000円	7店	420,000円
9名	65,000円	7店	455,000円
10名以上	70,000円	21店	1,470,000円
合 計		<b>150店</b>	<b>6,490,000円</b>

### 【区分方式】

募集従事者数	会費	会員数	会費合計
1名	25,000円	22店	550,000円
2～3名	30,000円	49店	1,470,000円
4～5名	40,000円	27店	1,080,000円
6～7名	50,000円	17店	850,000円
8～9名	60,000円	14店	840,000円
10名以上	70,000円	21店	1,470,000円
合 計		<b>150店</b>	<b>6,260,000円</b>

# 会費シミュレーション

## 会員数250店のケース

### 【加算方式】

募集従事者数	会費	会員数	会費合計
1名	25,000円	38店	950,000円
2名	30,000円	45店	1,350,000円
3名	35,000円	37店	1,295,000円
4名	40,000円	30店	1,200,000円
5名	45,000円	14店	630,000円
6名	50,000円	14店	700,000円
7名	55,000円	13店	715,000円
8名	60,000円	12店	720,000円
9名	65,000円	12店	780,000円
10名以上	70,000円	35店	2,450,000円
合 計		<b>250店</b>	<b>10,790,000円</b>

### 【区分方式】

募集従事者数	会費	会員数	会費合計
1名	25,000円	38店	950,000円
2~3名	30,000円	82店	2,460,000円
4~5名	40,000円	44店	1,760,000円
6~7名	50,000円	27店	1,350,000円
8~9名	60,000円	24店	1,440,000円
10名以上	70,000円	35店	2,450,000円
合 計		<b>250店</b>	<b>10,410,000円</b>

# 会員資格・会費額を変更する場合の手続き

会員資格は総会の**特別決議**(正会員の3分の2以上の賛成)  
会費額は総会の**普通決議**(正会員の過半数の賛成)

代協内での問題意識の共有



理事会審議と変更の組織決定

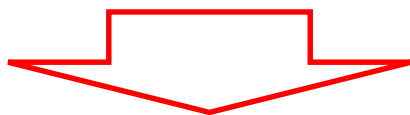


所属会員への時間をかけた丁寧な説明(各代協の工夫事例)

支部例会等で繰  
返し説明

正副会長が全会  
員を個別訪問して  
説明

改定の背景や効  
果等を説明した資  
料を会員へ配布



**総会で決議**  
(通常総会を推奨、臨時総会での決議も可能)